

平成30年度第6回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年10月22日（月） 10時00分開会 11時50分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

3 出席者

- (1) 常設審議委員 20名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 中西課長補佐、岡本係長、河本主事
総合事務所農林局 (東部) 寺坂補佐、吉尾主事
(中部) 前田係長
(西部) 平田主事
鳥取市農業委員会 岡本係長、坂本主任、川口主事
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐
八頭町農業委員会 小林事務局長、田淵主任
倉吉市農業委員会 森石事務局長、隅主任
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、
谷口課長補佐

4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第6回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数の報告をいたします。本日は20名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

10月に入り天気が安定してきました。今日は大変よい天気です。

公私ともご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

農業会議は10月1日に大掃除をして席替えをしました。農の雇用で働いていた■■■■が退職し、経済連の農機出身の■■■■が65歳で退職され、農業会議に入りました。農業会議が前向きに仕事ができるように意識改革に務めています。

農業経営相談所という事業が全国的に最重点に展開され、農協中央会と一緒に協議会が立ち上がっています。会長は私が務めさせていただいております。県下の法人、個人に関わらず経営を安定させようとJA、普及所と重点指導を行います。そこにスペシャリストを配置しています。商工労働部の方にはワンストップの支援体制があり、それを農水省がまねて頑張ろうというものです。金融系統とも協力していきます。立ち上げ中であり、31日に関係者の研修をしながらということなのです。

今まで、補助金をどうつくるかということがお題目でありましたが、経営の根幹になります栽培と雇用により労働の質を高めて、収益が残るような形にしないと業は続かないものですから、そここのところに力を合わせるという体制になっています。

また9月、10月に全市町村長巡回を行っています。会長さんにはその節はたいへんお世話になりました。お礼申し上げます。どこの市町村とも喜んでくれていました。高

齢化し世代交代の時に、これからの村を誰が守るのかにつきています。先般の台風災害で水路に土が詰まったり、壊れた時は自治体で守らないとどうにもならないということをお話しました。県も一緒にと話していたが、災害復旧対策のため、出来ていませんが、現場は補助金も大事ですが、補助金があればどうにかなるという段階でなくなっていますので、町長さん方と話し合いをし有意義だったと思います。

ついては農業委員の仕事は地味だが、ご認識していただいて体制の強化や予算措置のお願いをしたということです。全部がまとまりましたら、ご報告したいと思います。

今日は会の後、理事会の開催を予定しています。[]は町村会の法令外負担金審議会の聞き取りがあります。

最後に []は手術され快方に向かっておられます。

6 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。

(上場会長) では、伯耆町の車委員さんと、日南町の梅林委員さんをご指名いたします。

7 報告事項

(1) 先月の農地転用許可の状況について

県経営支援 (資料1により説明。質疑なし)
課

(2) 農振農用地区域内の農業用施設の設置について

(9月25日開催の常設審議委員会質問事項(琴浦町))

県経営支援 (資料2により説明)
課

山本委員 集団的農地の縁辺部の意味合いはどう考えるか。効率的な利用とあるが、市町村長が判断する時に農地のすぐ端にあった方がいいのか、真ん中にある方がいいのか考えて、市町村長が判断したものに対して、どちらを尊重すべきなのか、曖昧な部分があるので教えて下さい。

議長 農協のライスセンター、畜産の処理施設とか大面積な物を作る時に、田んぼのど真ん中に作ってしまうと、影響がない場合もあるし、影響がある場合もあるので、その縁辺部が望ましいじゃないかという、ガイドライン、正に常識的なことと思います。

個人が大きな区画の中に、小屋を置くとか、今回は牛舎を自分の田んぼに建てるわけですが、人の農地を買ってまでして建てる訳ではないので、その場合も、そこに建てる水がこんし、駄目だというものもあるし、隣り近所に全く影響がないというものもあると思いますので、そこは現場の判断が町長に任せられると思います。県の方はどうでしょうか。

県経営支援 広域にわたる農業用施設が頭にありますので、ライスセンターとかは基本的には端へ端へということです。今回の場合は、牛舎は個人の施設でありますので、その辺も判断の一つだと思います。

議 長 　　いずれにしても杓子定規にならないので、曖昧なところが残されていて、そこは現場の町長の判断に委ねられているということです。
この場合は、琴浦町が承認しているのので、その点について我々は尊重したい。

福田委員 　　農振区域は、農林水産課が担当しており、農業委員会は意見を求められたら意見を言うわけですが、今回の案件について、何でそこまでこだわられるのかなと思っています。西側は山に面しており、別に問題ないと判断しております。

議 長 　　転用のためには大事な要素ですので、議論いただいて一つずつ勉強していきたいと思います。

8 審議事項

(1) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

議 長 　　今月から進行を変更して、議案説明は■■■■の進行で進めます。

事務局 　　(資料3により、農業委員会総会付議事案(平成30年10月)を説明。)
(農地法第4条は、意見聴取事案なし)
(農地法第5条は7件の意見聴取あり、30aを超える説明事案は2件で、八頭町と倉吉市の事務局が事案説明資料により説明。八頭町の事案説明の前に、県経営支援課より「文化財保護法に基づく調査の結果と今後の対応について」を説明。八頭町の事案は10月22日に現地確認を実施し小林副会長が報告。その他の事案5件は事務局が一覧表により説明)

議 長 　　【倉吉市の1番、営農型太陽光発電施設の事案】
現場を見させてもらったが、一番よいと思った。小さなパネルで水平に置いてあるもので、遮光率が55%くらいだと思います。管理もよかった。北栄の■■■■分と福部の砂丘のところも小さなパネルだったと思います。日吉津村や農試のところは一般型のような大きなパネルで斜めに建っていますので、雨が大量に漏れます。従って、パネルの形状によって、下で栽培するものが違ってきます。まだ3年目ですので、完成形とは違っていますが期待しています。
ミョウガの収穫時期、販売はどうなっているのか。

倉吉市農業委員会 　　今は収穫が終わっている時期であります。7月～9月の伝票を毎年確認しています。出荷はJAの直売所、関金や羽合の道の駅、少ないですがわったいなにも出荷されています。販売の状況もほぼ完売の状況で順調です。

足立委員 　　【鳥取市の事案】
今何を栽培しているか分かりませんが、埋め戻しすれば、元の農地に戻りますか。

鳥取市農業委員会

砂利採取の期間は1年間の申請であります。農地に復元するというところで事業者と土地所有者に念を押して、砂利採取が終わられてもそこで終わりではなくして、一時転用ということですので今後も農地として維持管理、作付けしていただく必要がありますということで、土地所有者から申請書の添付資料として確約書を提出してもらっています。

議長

今は何をつくっておられますか。

鳥取市農業委員会

今は作付けをされているわけでないです。元々相続により取得されていて、相続の前は、今の前の代の方が農作物をつくっていたが、今の方はご商売をされているので、今は維持管理の状態になっています。

議長

鳥取市さんと北栄町さんの書類とを比べたらレベルが違っていたので、鳥取市さんに頑張ってもらって、良い資料が出来たと思います。前の申請の時に耕作放棄地だから砂利採取してもいいでしょうという申請があがってきたことがあって、一時転用だから今こういう農業をしていて、あとからはこういう農業をしないといけませんよと、私が委員の時に言いました。その農地がついに遊休化したので、ソーラーパネルでもいいですよねというかたちで、今度はソーラーパネルの申請があがってきたので、それはどうなのかということ議論したこともあるわけです。だから、今の一時転用ですという説明はいいのだけど、では一時転用の後、農地としてどう使うかというところは根本的に大事なところですから、ちゃんと上司に復命してもらって、きちんとして下さい。

山脇委員

去年、私が現地調査に行った時は、後作に何をつくりますかと聞いた時は、地主の方から玉葱とか葱とか、こういう物を作ると確約をもらっていると言われましたが、今回は何も作物のことを言っていないですね。ただ農地を荒らさないようにという確約をもらっているだけで、それでは駄目でしょう。きちんと何をつくれるのか、それと砂を採った後に残土はどういうものを入れて埋め戻すのか、説明では明らかにされていないので、それをはっきりさせて下さい。

鳥取市農業委員会

残土は民間の工事で発生する残土で、鳥取市湖山町にある別の会社で発生する残土を利用します。今の時点では、具体的に何をつくるのかという答えはいただいておりません。

山脇委員

回答なしで、それでいいのですか。

中部では、北栄町の場合、すべてあと作は何をつくるか業者が聞かれて、地主はこれをつくりますと答えています。後で見に行っても、ちゃんとつくってある。去年の分は、ちゃんとつくってありますか。

鳥取市農業委員会

去年の分は、常設審議委員会で審議いただきまして許可を出させていただいた分ですけど、今はまだ工事期間中です。

山脇委員 あの時は、何をつくるかという確約をもらったので、承認したんですけど、今回はそれが無いのでどうなっているのということです。やはり許可する上で、そういうことをきちんとしてもらわないと、何もつくりず農地に返しますじゃ駄目じゃないですか。きちんとして下さい。

議 長 私は日吉津の■■■ですが、田んぼが砂地なので水がたまりませんので、砂をとったあとに土を入れたことがあります。その田んぼがきぬむすめ反当13俵の田んぼになりました。何を埋めるかということと、その後何をつくるかがものすごく大切なことです。この観点がないと根本的に駄目です。先般も鳥取市に行って濱田会長や事務局と話して、局長もおられたわけですが、是非この場でそういう発言があったとか、それが付帯の条件になってくると思いますので会長や事務局長には復命して、その後の処理はお願いしたいと思えます。

小林副会長 残土の埋め戻しは、他の業者のもので埋め戻しますということは分かるが、転用期間が1年で、採取期間は何ヶ月の予定で、埋め戻しの骨材はどう確保して、1年以内に完了させるのか。

鳥取市農業委員会 採取期間は計画が2月～7月の5ヶ月の予定です。

小林副会長 7月まで採取するとしますと、骨材の埋め戻しが他の業者からのものだと言われたが、本当にそれが充分で、完了し、写真を付けて完了報告するのが1年以内で完結できますか。

許可が出て2、3ヶ月のうちに、埋め戻し残土が確保してあって、そうした場合は仮置場がどこにあって、どれくらいのものがあるかということになるが、どうですか。

鳥取市農業委員会 採取しながら併行して埋め戻し用残土を確保していくと聞いています。資料の一番後ろに、運搬経路図を付けさせていただいておりますが、その真ん中あたりに緑色で囲んであるところに埋め戻し用の残土を搬入し仮置きすると聞いております。

議 長 付帯条件として、農地に復元した後の営農を確保するという、その埋め立ての行程を確認するというを事務局が県と一緒に確認させてもらうということを付帯条件にしてご審議させていただきたいと思えます。

【八頭町の事案】

福田委員 文化財調査では文化財が出たら、建物が建てられないと聞いているが、分かったら教えて下さい。

県経営支援課 必ずしも建てられないわけではありません。ものによります。

今回は縄文式土器、弥生式土器などいろいろなものが出てきております。そういった中で記録写真を撮ったり、他で保管して管理したりするわけですが、その後で元に戻す場合は、そこに家を建てるのは問題あり

ません。ただ国宝級のものが出た場合や古墳が出た場合は、文化財法に則った管理があると思いますが、今回は一時転用できるものと聞いています。

【その他、一般的な一時転用について】

横山委員

一時転用で、農業委員が農地パトロールをするが、一時転用後は元にかえっているようだが、原状の復帰が理想ですが、所有者が今のままでいいという感覚である場合がある。そうした場合は、耕作の意図が見えない場合がある。農業委員としてはどこまで立ち入って、農業をしてください、と言うのが理想かもしれないが、耕作されず放置されたままにしてしまうことがある。その辺の一時転用を復元する最終的なことは農業委員も確認するが、誰が確認し、どういうふうに捉えたらよいか分からないという方があります。パトロールはするけど分からないという方がおられます。

砂とりを含め、一時転用をされたところを復元する場合、非常に曖昧な状況でされている。

議 長

農地をきれいにつかっているところを、復元する場合は水準が見えるが、もし農地が荒れている農地の場合はどうするのかという意見ですね。

そこは、こうですと言えない現実があります。

それを含めまして今、東京の方では所有者不明農地であるとか非農地化する時の問題点など議論がありますから、そこは別途、検討を進めて、ご連絡したいと思います。

(採 決)

他に意見がないので、農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

9 情報提供

(1) 鳥取県農林水産部の市町村農業委員会業務への支援について

事務局 (資料4により説明。質疑なし)

(2) 市町村長面談の実施状況について

事務局 (資料5により説明。質疑なし)

(3) 農業者年金加入推進特別研修会及び農業委員会の取り組みについて

事務局 (資料6により説明。質疑なし)

福田会長

10月9日に、午前中に北栄町の農業委員さんが、琴浦町で取り組んでいる栗の視察にこられました。午後から総会をし、4時から北栄町の農

業委員さんと合同研修会をしました。3年に1回実施しており、改選後に開くようにしており今回が4回目です。かつては事業報告などしていたが、今回は経営支援課の栃本課長に講演をお願いし、経営継承なり相続放棄について話をしてもらい、農業者年金の加入推進の合同研修として農業会議の岡田課長補佐に話をしてもらいました。来賓として、普及所の小西所長さん、浅見次長さんに来ていただいて農業関係の動きを報告してもらいました。60人ぐらいの会となりました。その後、農地利用の最適化に頑張ろうと懇親会を行いました。

(4) 特定処分対象農地等に営農型発電設備を設置する場合における経営移譲年金等の取扱いについて

事務局 (資料7により説明。質疑なし)

(5) 農業委員等の綱紀粛正について

事務局 (資料8により説明。質疑なし)

(6) 平成30年度全国農業委員会会長代表者集会及び平成30年度農業者年金加入推進セミナーの開催について

事務局 (資料9により説明。質疑なし)

(7) 平成30年度農業委員会特別研修大会の開催について

事務局 (資料10により説明。質疑なし)

10 その他

(1) 次回開催予定

事務局 次回は、11月22日(木)10時から、水明荘で開催します。

議長 農林水産省の方が全国の都道府県を巡回して、現場を確認したいという依頼がありまして、鳥取県は11月12日、13日に入ってきます。全市町村に照会をしましたら、どことも都合がつかなくて、今のところ琴浦町、米子市、日野町をお邪魔をすることにしております。琴浦町は中部の農業地帯でありますし、米子市は平場で農業委員さんが多い、日野町は中山間で農業委員が非常に少ないということで、代表的なタイプだと思います。福田会長には、その時はお世話になると思います。

では以上で、会を終了します。